

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.2

〔共通〕問1 屋外における火災の予防のための措置命令等に関する次の文を読み、消防法上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 消防長、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者に対して、火遊びやたき火などの禁止や制限を命ずることができる。
- (2) 消防長等が屋外における火災の予防のための措置命令を行うためには、必ずしも現実的な火災危険性があることを要するものではなく、個別的な状況から合理的に判断して具体的な火災危険性があると認められれば足りることとされている。
- (3) 火災の予防に危険であると認める物件を消防吏員が発見したが、当該物件の所有者等が現場に居合わせず、その者の氏名、住所等を特定する情報がないことにより、所有者等に必要な措置をとるべきことを命ずることができない場合は、自らの判断で必要な措置を講ずることができる。
- (4) 消防長又は消防署長は、屋外における火災の予防のための措置命令等が履行されないときは、当該消防職員に行政代執行の措置をとらせることができる。

〔消防用設備等〕問1 消防用設備等の種類に関する次の文を読み、消防法上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいう。
- (2) 二酸化炭素を用いる消火設備は、不活性ガス消火設備である。
- (3) 水バケツは、簡易消火用具の一つである。
- (4) 手動式サイレンは、非常警報設備の一つである。

〔消防用設備等〕問2 消火器具の設置基準に関する次の文を読み、消防法上正しいものを一つ選べ。

- (1) 地下街（16の2）項）は、火災が発生した場合に収容者に多大の人命危険を及ぼす可能性があることから、延べ面積にかかわらず消火器具の設置義務がある。
- (2) 消防法施行令別表第1に掲げる建築物その他の工作物において、当該建築物等の用途、延べ面積又は構造に関係なく消火器具の設置義務が生ずるのは、指定数量以上の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合である。
- (3) 用途、延べ面積、危険物の貯蔵・取扱量等では消火器具の設置義務が生じない防火対象物であっても、地階、無窓階又は2階以上の階で床面積が50平方メートル以上のものは、避難又は消火活動が困難であるため、消火器具の設置義務がある。
- (4) 大型消火器以外の消火器具の設置基準の一つとして、防火対象物の階ごとに、防火対象物の各部分から歩行距離が30メートル以下となるように消火器具を配置しなければならないという基準がある。

答**解説**

- (1) 消防法第3条第1項。
- (2) 消防法第3条第1項、逐条解説「消防法」参照。
- (3) 消防法第3条第2項。物件の所有者等で権限を有するものが不明の場合の措置権者は、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村の長に限られる。
- (4) 消防法第3条第4項。

答**解説**

- (1) 消防法第17条第1項、同令第7条第1項。
- (2) 消防法施行令第7条第2項、同規則第19条。
- (3) 消防法施行令第7条第2項。
- (4) 消防法施行令第7条第3項、手動式サイレンは非常警報器具の一つである。

答**解説**

- (1) 消防法施行令第10条第1項。
- (2) 消防法施行令第10条第1項、少量危険物の貯蔵・取扱いにより消火器具の設置義務が生ずる。
- (3) 消防法施行令第10条第1項、消火器具の設置義務が生ずるのは2階以上ではなく3階以上の階の床面積が50平方メートル以上の場合。
- (4) 消防法施行規則第6条第6項、大型消火器以外の消火器の歩行距離は20メートル以下となるように配置する必要がある。